尾道市御調地区空き家バンク制度要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、尾道市御調地区における空き家の有効活用を通して、定住促進による地域の活性化を図るため、空き家バンク制度について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

　 (1) 　 「空き家」とは、個人が居住を目的として建築し、現に居住し

　　　　ていない（近く居住しなくなる予定のものを含む。）市内に存在

する戸建ての建物をいう。

　 (2) 　「所有者等」とは、空き家に係る所有者又は管理者で、当該空

　　　　き家の売買、賃貸等を行うことができるものをいう。

　 (3)　 「空き家バンク」とは、この要綱の定めるところにより、空き

家の売買、賃貸等を希望する所有者等から登録申込みを受けた情

報を公開し、市内への定住等を目的として空き家の利用を希望す

る者（以下「利用希望者」という。）に対し、情報を提供する仕組

みをいう。

　 (4)　「御調地区」とは、尾道市御調町の区域をいう。

（空き家バンク以外の取引との関係）

第３条　この要綱は、尾道市御調地区において、尾道市御調地区空き家バンク制度以外による空き家の取引を妨げるものではない。

（空き家の登録申込み等）

第４条　空き家バンクへの空き家に関する情報の登録を希望する所有者は、尾道市御調地区空き家バンク物件登録申込書（別記様式第１号）及び尾道市御調地区空き家バンク物件登録カード（別記様式第２号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による登録申込みがあったときは、その内容等を審査の上、尾道市御調地区空き家バンク物件台帳（以下「空き家台帳」という。）に登録するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、空き家台帳へ登録しないものとする。

　(1)　 当該空き家が第２条第１号の空き家の条件を満たしていないも

 の

 (2)　 当該空き家の登録申込者が、第２条第２号の所有者等の条件を

　　　満たしていないもの

　(3)　 登録申込者に市税、保険料等の滞納があるもの

(4)　 当該空き家について老朽化が著しいもの又は大規模な修繕が必

要なもの

　(5)　 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する

法律（平成１２年法律第５７号）第９条第1項に規定する土砂災

害特別警戒区域に所在するもの。ただし、建築基準法施行令（昭和

２５年政令第３３８号）第８０条の３に規定する構造を満たす改

修工事を行っている場合は除く。

　(6)　 その他市長が空き家バンクへの登録が適当でないと認めたもの

３　市長は、前項の規定による登録をしたときは、尾道市御調地区空き家バンク物件登録完了書（別記様式第３号）により当該登録申込者に通知するものとする。

（空き家に係る登録事項の変更又は取消しの届出）

第５条　前条第３項の規定により登録完了の通知を受けた者（以下「空き家登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、速やかに登録事項の変更内容を市長に届け出なければならない。

２　空き家登録者は、成約その他の事由により当該空き家に係る空き家台帳の情報を取り消すときは、尾道市御調地区空き家バンク物件登録抹消届出書（別記様式第４号）を市長に提出しなければならない。

（空き家台帳の登録の抹消）

第６条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、空き家台帳における当該空き家に関する登録を抹消し、尾道市御調地区空き家バンク物件登録抹消通知書（別記様式第５号）により当該空き家登録者に通知するものとする。ただし、第５号に該当することにより登録の抹消を受けた者は、改めて第４条第１項の規定による登録の申込みを行うことにより、再度登録をすることができる。

　(1)　 所有権その他の権利に異動があったもの

　(2)　 空き家登録者から尾道市御調地区空き家バンク物件登録抹消届

出書が市長に提出されたもの

 (3)　 空き家台帳の登録内容に虚偽があることが判明したもの

　(4)　 この要綱の規定に違反することが判明したもの

　(5)　 登録された日から２年が経過したもの

　(6)　 前条第２項の届出書が提出されていないが、成約したことが明

らかなもの

　(7)　 その他市長が空き家台帳から抹消する必要があると認めたもの

（登録空き家情報の公開等）

第７条　市長は、必要に応じて第４条第２項の規定により登録した空き家に関する情報（以下「物件情報」という。）を、ホームページ等により公開するものとする。

２　市長は、必要に応じて物件情報を、第９条第２項の規定により登録された利用希望者（以下「空き家利用者」という。）に提供するものとする。

（利用希望者の要件）

第８条　空き家バンクにより空き家の利用を希望する者は、次の要件を満たしていなければならない。

 (1) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、尾道市のまちづくり

に対する理解を深め、地域住民と協調して生活できる者

　(2) その他市長が適当と認めた者

第９条　空き家バンクにより空き家の利用を希望する者は、尾道市御調地区空き家バンク利用申込書（別記様式第６号）に、必要な事項を記入し、市長に申し込むものとする。

２　市長は、前項の規定による利用の申込みがあったときは、その内容等を審査の上、空き家バンク利用者台帳（以下「利用台帳」）に登録するものとする。

（利用希望者に係る登録事項の変更又は取消しの届出）

第１０条　空き家利用者は、当該登録事項に変更があったときは、速やかに尾道市御調地区空き家バンク利用登録事項変更届出書（別記様式第７号）を市長に提出しなければならない。

２　空き家利用者は、利用台帳への登録事項を取り消すときは、速やかに市長に届け出なければならない。

（空き家バンクの登録の抹消）

第１１条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用台帳における当該空き家利用者に関する登録を抹消するものとする。ただし、登録の抹消を受けた者は、改めて第９条第１項の規定による利用の申込みを行うことにより、再度登録をすることができる。

　(1)　 前条に規定する取消しの届出が市長にされたとき。

　(2) 　登録内容に虚偽があることが判明したとき。

　(3) 　この要綱の規定に違反することが判明したとき。

　(4) 　利用を希望する空き家が成約したとき。

　(5) 　その他市長が空き家利用者として適当でないと認めたとき。

第１２条　市長は、空き家登録者と空き家利用者との空き家等に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、直接これに関与しないものとする。

２　契約等に関する一切のトラブル等については、当事者間で解決するものとする。

（個人情報の取扱い）

第１３条　空き家登録者及び空き家利用者は、空き家バンクにおける個人情報の取扱いについて、次の事項に留意するものとする。

　(1)　 個人情報を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的の

ために取得、収集、作成及び利用しないこと。

　(2) 　空き家バンクから取得した個人情報にあっては、当該個人情報を市長の承諾なくして複写又は複製をしてはならないこと。

　(3) 　個人情報を毀損及び滅失することのないよう適正に管理すること。

　(4) 　個人情報は、利用後速やかに廃棄、消去その他の適正な措置を

講じなければならないこと。

　(5) 　個人情報について漏えい、毀損、滅失等の事案が発生した場合

は、速やかに市長に報告し、その指示に従うこと。

（その他）

第１４条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付　則

この要綱は、平成２７年９月８日から施行する。

　　　付　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

　　　付　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。